

鹿児島工業高等専門学校内部質保証委員会専門委員会に関する申合せ

令和6年11月6日

校長裁定

(趣旨)

第1 この申合せは、鹿児島工業高等専門学校内部質保証委員会規則（以下「規則」という。）第5条第3項の規定に基づき、内部質保証委員会専門委員会に必要な事項を定める。

(専門委員会)

第2 規則第5条第1項に規定される専門委員会は、総務企画委員会がその役割を担うものとする。

附 則

- 1 この申合せは、令和6年11月6日から施行する。
- 2 鹿児島工業高等専門学校自己点検・評価委員会専門委員会に関する申合せ（令和6年2月7日施行）は、廃止する。